（枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第六条　枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
表五～表十　（略） ロ　（略） 表一・表二　（略） 三～九　（略）		表五～表十　（略） ロ　（略） 表一・表二　（略） 三～九　（略）	
第二　材料 一　構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。		第二　材料 一　構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。	
	構造部材の種類	規格	
(一)	土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材等規格第一部四．四に規定するＭＳＲ枠組材の規格若しくは第一部四．八に規定するＭＳＲたて継ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）に規定する構造用集成材の規格若しくは化粧ばり構造用集成柱の規格	
(二)・(三)	（略）		
(四)	壁のたて枠	(三)に掲げる規格（集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は枠組壁工法構造用等規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格	
(五)	（略）		
(六)	筋かい	(三)に掲げる規格（(二)に掲げる規格（(一)に掲げる規格を除く。）及び集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号。以下「製材規格」という。）に規定する下地用製材の板類の一級	
	構造部材の種類	規格	
(一)	土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材等規格第一部四．四に規定するＭＳＲ枠組材の規格若しくは第一部四．八に規定するＭＳＲたて継ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格	
(二)・(三)	（略）		
(四)	壁のたて枠	(三)に掲げる規格（集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は枠組壁工法構造用等規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格	
(五)	（略）		
(六)	筋かい	(三)に掲げる規格（(二)に掲げる規格（(一)に掲げる規格を除く。）及び集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する下地用製材の板類の一級	